

今後のスケジュール － 7月上旬に公告を開始した場合の例－

令和3年

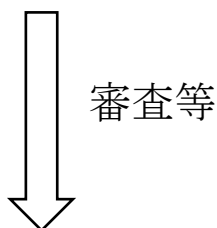
7月上旬 樹木採取区の指定のための公告開始（30日間）

8月 地元自治体、学識経験者に対する意見聴取

9月 樹木採取区の公示（指定）

樹木採取権者の公募開始（2～3か月間程度）

12月 申請書提出期限



令和4年

1月 樹木採取権者の決定（権利設定）、運用協定の締結

2月 実施契約の締結等
（これ以降、伐採が可能）

※ 上記のスケジュールは、変更の可能性がります。